

平成29年7月10日
文教委員会資料
子ども未来部子ども家庭支援課

専決処分の報告について(報告第16号)

1. 訴えの提起

- (1) 件名 品川区奨学金返還請求 1件
(2) 訴額 389,000円

2. 訴えの結果

- (1) 分納合意 1件

3. 事件一覧

No.	専決処分の日		続柄	貸付額	返還済額	残元本 (訴額)	確定違約金	結果
1	平成29年2月20日	借受人	本人	538,000	149,000	389,000	394,328	分納合意 (訴訟外)
		連帯保証人	母親					
合計	被告2人 [内訳] 借受人1人、連帯保証人1人			538,000	149,000	389,000	394,328	分納合意 1件

報告第16号

訴えの提起に関する 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の指定議決に基づき、次のとおり訴えの提起について専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告する。

平成29年7月6日

品川区長 濱 野 健

訴えの提起について

- 1 事件名、訴訟の目的の価額および専決処分の日
別紙のとおり
- 2 事件の概要

被告らは、品川区奨学金貸付条例に基づき、奨学金を借り受けた者または当該奨学金に係る連帯保証を約諾した者であるが、再三にわたる督促にもかかわらず貸付金の償還に応じないため、品川区は、貸付金の償還および当該貸付金に対する違約金の支払を求めて、訴えを提起した。

別紙

番号	事件名	原告	被告	訴訟の目的の価額	専決処分の日
1	東京簡易裁判所平成29年 第 号貸金返還等請求事件	品川区	(借受人) (連帯保証人)	389,000円	平成29年2月20日